

営業店の業務再開（窓口営業時間の変更）に関する公告

株式会社岩手銀行は、政府による緊急事態宣言の発令を踏まえ、金融仲介機能の維持と新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、一部の営業店において昼時間を臨時休業（窓口営業時間の変更）としてまいりましたが、下記の営業店について通常営業を再開いたしますので、定款第5条および銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 通常営業再開店舗

秋田支店（秋田県秋田市大町三丁目3番11号ミタビル1階）

青森支店（青森県青森市古川二丁目20番6号AQUA古川二丁目ビル1階）

2. 業務再開日

2020年6月1日（月）

（参考）

東京営業部は、昼時間の臨時休業を継続しております。

以 上

2020年5月27日

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

株式会社岩手銀行

取締役頭取 田口 幸雄